

【令和4年台風15号で被災された方へ】

「住宅の応急修理制度」申込締切日のご案内

◆会場 開設時間 支援内容	住宅の応急修理支援制度の申込み締切日は 令和5年6月23日（金）17時までです。 申込みのお手続きをされていない方は、下記相談窓口まで、ご相談ください。 【申込み・相談窓口】 住宅の応急修理制度の申込みや相談を受付する窓口 場所と開設時間 建築指導課：静岡市葵区追手町5-1 静岡庁舎5階 TEL054-221-1371（応急修理担当） 8時30分～17時15分（開庁時間）
◆その他	令和4年台風15号にて被災を受けたことによる応急修理工事は、令和5年9月22日（金）までに完了したものととなります。 応急修理制度の対象者、対象工事について詳細はHP <small>市公式HP「応急修理」該当ページ</small> をご覧ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/652_000111.html 
◆参考	◎応急修理申込件数（10/11～5/31） 1,359件

別紙資料 無

※ぜひ市民の皆さんへの周知をお願いします。

【問合せ】

建築指導課 管理係（静岡庁舎5階）

担当：増田、井関

電話：054-221-1371